

武蔵野市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

武蔵野市職員通勤手当支給規則（昭和33年10月武蔵野市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、あらたに条例第10条第1項の要件を具備するに至った場合、又は次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、<u>別記様式</u>によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃に変更があつた場合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、あらたに条例第10条第1項の要件を具備するに至った場合、又は次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、<u>通勤届(様式)</u>によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第10条第3項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃若しくは駐車場の料金に変更があつた場合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の改正</p>
<p><u>第3条の2</u> 前条第1項(同条第2項において同条第1項の規定の例による場合を含む。)の規定にかかわらず、職員は、<u>別記様式</u>に代えて、当該様式に記載すべき事項を</p>	<p><u>第4条</u> 前条第1項(同条第2項において同条第1項の規定の例による場合を含む。)の規定にかかわらず、職員は、<u>通勤届</u>に代えて、当該通勤届に記載すべき事項を記録した</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>

<p>記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、庶務事務システム（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和43年1月武蔵野市規則第3号）第1条の3第4項に規定する庶務事務システムをいう。）を用いて届け出ることができる。この場合において、当該届出は、任命権者が庶務事務システムにより受理したときをもってなされたものとみなす。</p> <p>（確認及び決定）</p> <p><u>第4条</u> 任命権者は、職員から前2条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第10条第1項の該当要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p><u>第5条</u> （略）</p>	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、庶務事務システム（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和43年1月武蔵野市規則第3号）第1条の3第4項に規定する庶務事務システムをいう。）を用いて届け出ることができる。この場合において、当該届出は、任命権者が庶務事務システムにより受理したときをもってなされたものとみなす。</p> <p>（確認及び決定）</p> <p><u>第5条</u> 任命権者は、職員から前2条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（以下「定期券」という。）の提示又は<u>第17条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が条例第10条第1項の該当要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p><u>第6条</u> （略）</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>字句の追加</p> <p>条の繰下げ</p>
--	---	--

<p><u>第5条の2</u> (略)</p>	<p><u>第7条</u> (略)</p>	<p>条の繰下げ</p>
<p><u>第6条及び第7条</u></p>	<p><u>第8条及び第9条</u></p>	<p>条の繰下げ</p>
<p><u>第8条</u> 運賃相当額は、次項に該当する場合を除くほか、交通機関等を利用する区間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 第5条の2第1項第1号に掲げる区間 当該交通機関等を利用する区間に係る通用期間6か月の定期券の価額。ただし、<u>別表</u>に定める区間を利用する場合は、当該区間についての通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額に6を乗じて得た額</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p>	<p><u>第10条</u> 運賃相当額は、次項に該当する場合を除くほか、交通機関等を利用する区間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 第5条の2第1項第1号に掲げる区間 当該交通機関等を利用する区間に係る通用期間6か月の定期券の価額。ただし、<u>別表第1</u>に定める区間を利用する場合は、当該区間についての通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額に6を乗じて得た額</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
<p><u>第8条の2</u> (略)</p>	<p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>条の繰下げ</p>
<p>(定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p> <p><u>第8条の2</u> (略)</p>	<p>(<u>交通用具使用者の支給額</u>)</p> <p><u>第12条</u> 条例第10条第2項第2号に規定する規則で定める額は、<u>別表第2</u>に定める額とする。</p>	<p>条の追加</p>

<p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p><u>第8条の3</u> 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃相当額が同条第2項第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 条例第10条第2項第1号に掲げる額</p> <p>(3) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち<u>運賃相当額</u>が同条第2項第2号に掲げる額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 条例第10条第2項第2号に掲げる額</p>	<p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p><u>第13条</u> 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃相当額が同条第2項第2号に掲げる額 <u>(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))</u> にあっては、その額に条例第10条第3項第1号に定める額を加算した額) 以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 条例第10条第2項第1号に掲げる額</p> <p>(3) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃相当額</u>が同条第2項第2号に掲げる額 <u>(駐車場等利用職員にあっては、その額に条例第10条第3項第1号に定める額を加算した額)</u> 未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 条例第10条第2項第2号に掲げる額</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
---	---	---

<p>(交通の用具)</p> <p><u>第9条</u> 条例第10条第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとし、公の所有に属するものを除くものとする。</p> <p>(1) 自転車、原動機付自転車及び自動車</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(交通の用具)</p> <p><u>第14条</u> 条例第10条第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとし、公の所有に属するものを除くものとする。</p> <p>(1) 自転車、原動機付自転車及び自動車 <u>(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。第16条第1号において同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>字句の追加</p>
<p>(支給の始期及び終期)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p>(支給の始期及び終期)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>(駐車場等に係る通勤手当が支給される交通の用具)</u></p> <p><u>第16条</u> 条例第10条第3項に規定する規則で定める交通の用具は、次の各号に掲げるもの <u>(次条において「自動車等」という。)</u> とする。ただし、<u>公の所有に属するものを除く。</u></p> <p>(1) <u>原動機付自転車及び自動車</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、任命権者が特に承認する交通の用具</u></p> <p><u>(駐車場等の要件)</u></p> <p><u>第17条</u> 条例第10条第3項に規定する規則で定める要件は、<u>次の各号のいずれにも該当す</u></p>	<p>条の繰下げ</p> <p>条の追加</p> <p>条の追加</p>

ることとする。

(1) 公署の周辺又は通勤経路

若しくはこれに準ずるもの
として任命権者が認める経
路上にある交通機関の駅、
停留所等の周辺にある施設
であること。

(2) 職員が自転車を駐車する

ために使用する施設（自転
車以外の自動車等の駐車
のための部分と、自転車の駐
車のための部分が同一の施
設にある場合は、当該自転
車の駐車のための部分に限
る。）でないこと。

(3) その利用について職員の

配偶者（届出をしないが事
実上婚姻関係と同様の事情
にある者を含む。）若しく
はパートナーシップ制度の
相手方（武蔵野市男女平等
の推進に関する条例（平成
29年3月武蔵野市条例第1
号）第2条第12号に規定す
るパートナーシップの届出
を受理したことを証する書
面の交付又は同号に規定す
るパートナーシップ制度と
同等の制度であると市長が
認める他の地方公共団体の
パートナーシップに関する
制度による証明を受けたパ
ートナーシップ制度の相手
方であって、職員と同居
し、かつ、生計を一にして
いるものをいう。）又は条

	<p><u>例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして任命権者が定める施設でないこと。</u></p> <p><u>2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める要件とする。</u></p> <p><u>(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)</u></p> <p><u>第18条 条例第10条第3項に規定する規則で定める職員は、第13条第2号に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(駐車場等に係る通勤手当の額)</u></p> <p><u>第19条 条例第10条第3項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。</u></p> <p><u>(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定</u></p>	<p>条の追加</p> <p>条の追加</p>
--	---	-------------------------

<p>第11条及び第11条の2</p> <p>(事後の確認)</p> <p>第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員についてその者が条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。</p>	<p>める額</p> <p>ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額</p> <p>イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 任命権者が定める額</p> <p>(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額</p> <p>第20条及び第21条</p> <p>(事後の確認)</p> <p>第22条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員についてその者が条例第10条第1項及び第3項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを当該職員に定期券、<u>契約書、領収書等の提示若しくはこれらの写しの提出</u>を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
--	--	--

	確認するものとする。	
<u>第13条</u> (略)	<u>第23条</u> (略)	条の繰下げ
<u>別表</u> (別添1のとおり)	<u>別表第1</u> (別添2のとおり)	別表の改正
	<u>別表第2</u> (別添3のとおり)	別表の追加
<u>別記様式</u> (別添4のとおり)	<u>様式</u> (別添5のとおり)	様式の改正

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市職員通勤手当支給規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の別記様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。